

2026 年度 強化指定選手等選考基準（パラキョルギ）

1. 本基準の目的

JPC 強化指定選手、強化指定選手（以下「強化指定選手等」という）の選考に関し次のとおり選考基準を定める。

2. 強化指定選手等の期間

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

3. 選考手続

強化指定選手は以下の手続により選考する。

- (1) 強化委員会は、本選考基準に従って強化指定選手等候補の選考を実施し、強化本部の承認を得て、その結果を理事会に上程する。
- (2) 理事会は、本選考基準に則して選考されているかを審議し、決定する。

4. 選考基準

(1) 選考対象者

選考対象者は、選考実施日現在、次の①から⑧をすべて満たした者とする。

- ① 当協会に個人会員として登録されている日本国籍を有する者
- ② 国際大会でメダル獲得または入賞を目指せる日本テコンドー界の期待に応え得る競技力を持つ者
- ③ 当協会の定める定款、倫理規程その他諸規程を遵守している者
- ④ 大会に出場できないスポーツ障害・疾病がない者
- ⑤ 当協会強化計画を優先し活動できる者
- ⑥ 強化指定選手として選考される意思を有する者
- ⑦ 国内クラス分けを受けていること。国内クラス分けを受けていない者にはクラス分け部会による簡易クラシフィケーションを実施し、クラス適性があるか確認の上で選考する。
- ⑧ 5 級以上（青帯）

(2) 選考階級

以下の階級を選考階級とする。

クラス K44

男子 -58kg / -63kg / -70kg / -80kg / +80kg

女子 -47kg / -52kg / -57kg / -65kg / +65kg

(3) 選考方法

① JPC 強化指定選手

JPC が定める基準に従い JPC 強化指定選手を推薦する。

② 強化指定選手

ア WTアジアランキングで 4 位以内かつ「愛知・名古屋アジアパラ競技大会」に出場が内定したものの強化指定選手 S とする。

イ ア以外の「第 19 回全日本選手権大会パラの部（2026 年 1 月 18 日開催予定）」での優勝選手で 2025 年度に世界ランキング 20 位内に入ったことのある選手を、強化指定選手 A とする。

ウ 「第 19 回全日本選手権大会パラの部（2026 年 1 月 18 日開催予定）」での優勝選手で、ア、イに該当しない選手を、強化指定選手 B とする。ただし、2026 年度に世界ランキング 20 位内に入った時点で A 選手とする。

エ 今後の活躍が期待できる選手として強化委員会より推薦を受け、強化本部にて承認された者を参考選手とする。

※参考選手は、当協会の強化事業(合宿・大会派遣等)に招集されることがある。

ただし、その場合の費用は原則として自己負担とする。

(4) 補足事項

① 選考基準を満たしても、(1)に定める選考対象者の要件を満たさない場合、当該階級において強化指定選手を選考しない。

② (3)②イ、ウに該当する者が、(1)の要件を満たさない場合には、第 19 回全日本選手権大会パラの部（2026 年 1 月 18 日開催予定）の成績上位者から順次繰り上げる場合がある。

③ (3)②に該当する選手以外の選手であっても、第 19 回全日本選手権大会パラの部において高い力量があると強化委員会が判断した場合、3. の手続に従い強化指定選手（強化指定選手 B）とする場合がある。

5. 選考対象者の要件の事後的検討の原則禁止

選考実施日後に、選考対象者が前記 4 (1) ①から⑧のいずれかに該当しないことを理由として選考対象から外すことはできない。

但し、当該選考対象者が故意又は重大な過失により、前記 4 (1) ①から⑧に関する事実について申告をせず、または虚偽の申告をした場合はこの限りではない。

6. 選考に関する不服申立

選考について不服がある場合、選考対象者は、スポーツ仲裁規程に従って、不服を申し立てることができる

7. 強化指定の解除

下記(1)~(8)に該当した場合、理事会の決議を経て、強化指定を解除する場合がある。ただし(6)については、理事会での決議は不要とする。

- (1) 強化活動に対し、正当な理由なく欠席、遅刻または早退した場合
- (2) 正当な理由なく強化方針及び指示に従わない場合
- (3) 当協会の定める定款、倫理規程その他諸規程違反を犯した場合
- (4) 強化指定選手として不適切な言動を行った場合
- (5) 怪我や疾病により強化活動に参加できなくなった場合
- (6) 強化指定選手本人から指定解除の申し出があった場合
- (7) 当協会強化計画を優先し活動できない場合
- (8) 国際スポーツクラスが資格なし（NE）と判定された場合

※（8）に該当する場合は、強化指定の解除とともに国際大会派遣にかかった経費（旅費や滞在費など）は個人精算（自費）となる

以上